

令和2年度

# 福島町議会

## 定例会 11月会議会議録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よ  
りできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫  
び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和2年11月26日（木曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	1 頁
○欠 席 議 員 .....	1 頁
○出 席 説 明 員 .....	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	4 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	4 頁
○日程第3 行政報告 .....	9 頁
1 第2青函トンネル構想について	
○日程第4 議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	10 頁
○日程第5 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	11 頁
○日程第6 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	12 頁
○日程第7 議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	13 頁
○日程第8 議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	15 頁
○日程第9 議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	16 頁
○日程第10 議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	17 頁
○休 会 の 議 決 .....	18 頁
○休 会 宣 告 .....	18 頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
3 1	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11月26日	原案可決
3 2	職員の給与に関する条例の一部改正について	11月26日	原案可決
発委 9	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について	11月26日	原案可決
3 3	令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）	11月26日	原案可決
3 4	令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）	11月26日	原案可決
3 5	令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	11月26日	原案可決
3 6	令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）	11月26日	原案可決

## 令和2年度

# 福島町議会定例会11月会議

令和2年11月26日（木曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第6 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について  
日程第7 議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）  
日程第8 議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第5 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第6 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について  
日程第7 議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）  
日程第8 議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）  
日程第10 議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

### ◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部幸基	副議長	9番	平野隆雄
	1番	花田勇		2番	佐藤孝男
	3番	平沼昌平		4番	木村隆
	5番	川村明雄		6番	杉村志朗
	7番	藤山大		8番	小鹿昭義

### ◎欠席議員（0名）

### ◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	工藤泰
総務課長	小鹿一彦	企画課長	住吉英之
産業課長	川合力哉	福祉課長	鍋谷浩行
建設課長	紙谷一		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長 阿 部 憲 一  
議会事務局主査 中 島 和 俊

議会事務局議事係長 福 井 理 央

---

(開会 9時57分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

ただいまから令和2年度福島町議会定例会11月会議を開会いたします。

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会11月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会11月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

11月に入り、全国的に新型コロナウイルス感染症の第3波と思われる拡大が続いております。道内においても、札幌市を中心に全道へ感染が広がりを見せております。渡島管内にあっても、少しずつ感染者が出ている状況でございます。

町では、11月18日に第11回新型コロナウイルス対策本部を開催し、今後の対処方針を確認したところであります。引き続き、町民の安全・安心を最優先に、感染予防の徹底に努めてまいります。

さて、先般、東京において、全国過疎地域自立促進連盟の主催による新過疎法制定実現総決起集会が開催され、私も参加をいたしました。過疎対策につきましては、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法以来、議員立法による4次に亘る過疎対策立法が制定され、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月をもって失効することとなることから、引き続き新たな過疎対策法の制定を強く求める決議を採択し、全体で要請活動を推進することを確認してきたところでございます。

また、前日、全国治水砂防促進大会及び北海道「命のみち」づくりを求める東京大会が開催され、大会終了後、道路整備促進及び治水関係3団体を代表し、上野北広島市長及び工藤稚内市長と共に、武部新衆議院議員及び逢坂誠二衆議院議員などの道内選出国會議員並びに道路関係議員などに対して、防災・減災、国土強靱化に向けた取り組みとして、令和3年度から5カ年の延長と予算の確保並びに河川の改修に係る制度の拡充として、交付金制度の見直しや制度の創設を私も要望してまいったところでございます。引き続き、懸案事項の解決に向けて積極的な要望活動を行ってまいりますので、委員各位のご理解とご協力をお願いするものでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正及び職員の給与に関する条例の一部改正となっております。改正の内容は、令和2年10月7日の人事院勧告を受けて、特別職及び一般職員の期末手当が引き下げられたことによる改正となっております。

次に、令和2年度の一般会計及び介護保険特別会計などの3特別会計の補正予算となっております。

なお、一般会計の補正予算の主なものは、現下の厳しい地域経済の状況を鑑み、国の第2次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対策事業の第3弾として、漁業協同組合並びに商工会からの要請を受けて、漁業生産基盤安定化支援事業及び地域経済緊急支援事業の経済支援対策を講ずるための予算措置をお願いするものでございます。

そのようなことで、本日ご審議いただく案件は、条例の改正が2件、補正予算が4件の計6件の案件のご審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長からこのあと説明をいたしますので、ご審議のうえ議決を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いをいたします。

### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

1番花田勇議員、2番佐藤孝男議員を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

### ○3番（平沼昌平）

令和2年度定例会11月会議の開会に際し、本日開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。

次に、11月会議の審議日数については、本日1日を予定しましたので、議事運営にご協力いただきませうようお願いを申し上げます、報告を終わります。

### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会11月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

### ○5番（川村明雄）

本日の調査事件の内容説明は、大変時間を要する件数になっておりますので、説明は要点をもって説明していきたいと思っておりますので、予めご了承いただきたいと思っております。

なお、詳細については、記載のとおりでございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

それでは、総務教育常任委員会の調査結果を順に報告申し上げます。

諸般の報告の6ページをお開きください。

最初に、10月8日に行いました所管事務調査の内容でございます。

調査事件6 道立福島商業高等学校の今後の在り方について。

福島商業高等学校入学者の募集停止の再編基準、また、町から出された福島町高校の在り方に関する協議会の中間報告等を基に調査いたしました。

1、令和3年度入学者10名以上確保の努力について。

今年度の入学者が8名であったことから、来年度の入学者数10名以上の確保が緊急課題となっております。高校の存続は、当町にとって、大切な高等教育の場であるとともに、町民の精神的支柱でもあることから、従来の事業継続と併せ、新たに全国募集の検討を進め、入学者10名以上の確保に努力いただきたいと思っております。

3、卒業生の地元雇用の確保と特色ある学校づくりの調査についてでございます。

地元企業が新卒者を採用するなど、明るい話題が出ております。今後とも卒業生の雇用確保を支援し、特色ある学校運営を支援する取り組みを推進していただきたいと思っております。

4の総括的意見についてでございますが、町が示した道立による高校存続を前提にした入学者の全国募集と寮の整備、地域密着型の教育課程等の検討について理解いたしますけれども、現在の児童数、出生数を見る限り、2年連続の入学者数10名以上の確保の維持は相当厳しい状況になるということも認識しなければ



なりません。

この厳しい状況下で、町立でも対応していくという覚悟を持って、準備・検証を進めていただきたいと思います。

続いて、9ページをお開きください。

10月19日に開催した調査事件の内容報告でございます。

調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について。

ローリング作業に伴う後期実施計画の変更の内容を調査いたしました。

2の地域間幹線系統松前木古内線バス車両更新事業についてでありますけれども、車両の更新にあたっては、国庫補助金の基準年数や函館バスの社内基準等を調査し、安全な車両による地域交通の確保と財源の負担軽減の両視点に立って協議を進めていただきたいと思います。

また、函館までの路線利用者から、トイレ付きバスの要望があるため、この点も検討していただきたいと思います。

3の一般社団法人福島町まちづくり工房運営支援事業についてであります。町は、まちづくり工房の決算等を見て、これに鑑み、令和3年度から3カ年の財政支援をする内容でございますが、工房の理事会や総会で協議・検討した上で財政支援があるという形になろうかと思っております。自立した組織運営に結び付くよう配慮願います。

まちづくり工房は、町の将来を担う大事な組織でありますので、連携を強化し、人的な組織体制の強化を強く望みます。

10ページの調査事件8でございます。

福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてでございます。

本年6月、公職選挙法が一部改正されました。選挙公営に係る関係条例を制定することにより、選挙運動用自動車の使用料等が選挙公営の対象となりましたので、調査いたしました。

1の選挙運動用ポスターの公費負担額の設定についてであります。ポスターの公費負担額については、道内の市議会を調査したところ、法規定の公費負担額を下回る市議会がありました。また、前回の当町の議会議員選挙のポスター製作費を見ましても、法規定の公費負担額を大きく下回っていることから、公費負担抑制の視点から公費負担の再検討を強く望みたいと思っております。

2の選挙用ハガキと選挙用ビラの取扱いについて。

選挙用ハガキは、平成15年の選挙公報発行開始を機に、立候補者申し合わせにより使用を自粛しております。また、選挙用ビラも新しく公費負担の対象となりましたが、これについても選挙公報の活用で十分役割を果たすことができると思慮しております。公費負担抑制の視点として、条例案からの削除を検討いただきたいと思います。

3の総括的意見でございますが、町は、当初関係条例の提案を定例会12月会議としておりましたけれども、さらに検討を加え、条例提案を定例会3月会議に予定したいということでございますので、議会としても、さらに調査・検討し対応することといたしました。

次に、12ページでございます。

10月14日に行いました調査報告でございます。

調査事件9 行政評価についてであります。

町から提出された事務事業評価結果表に基づき、議会のチェック機能の強化と翌年度への予算反映を目的に、議会評価を実施いたしました。

評価方法は、全議員が70件の事業を個別に4段階評価し、改めて常任委員会を開催し、所管する事業毎に評価し、総合的な説明を加えました。総務教育常任委員会の所管の41件の評価結果は、◎（十分評価できる）が3件、○（概ね評価できる）が38件となりました。△（やや不足している）、×（不足している）はございませんでしたけれども、さらなる事業の充実を期待しております。

また、来年度に向けましては、評価シートの見直しをはじめとした評価方法全般の改善と、目標設定のハードルを上げる検討、また、事務事業名については、「費」を省くべきと考慮するので、是非検討していただきたいと思います。

次は、17ページになります。

11月9日に調査した案件でございます。

調査事件10 所管関係施設・事業等の町内視察及び執行方針の取り組みについてでございます。

11月9日、町内視察、執行方針の取り組みについて調査いたしました。

1は、所管関係施設・事業等の町内視察についてであります。

(1) 塩釜町内会館新築事業については、町内会の有効活用を期待いたします。なお、町内の各会館につきましては、災害発生時に避難施設としての役割を担うことから、最低限の備蓄品配置等、円滑な避難所運営の方策を検討すべきと思慮いたします。

2の執行方針の取り組みでございます。

(1) 次世代を担うリーダー等の養成並びに各大学との包括連携の状況についてであります。包括連携事業については、社会情勢の変化とともに、所期の目的に沿った事業展開が大きく変化・後退していることから、関係者が一堂に会し、今後の在り方等を検討する時期に来ていると思慮いたします。

なお、今年度で事業終了の小学生プログラミング講座につきましては、次年度以降も事業継続されるよう強く望みます。

(2) 産業の再生による雇用の創出でございます。

(ア) のチャレンジスピリット応援事業については、新たな起業者が自立していくためにも重要な手段となります。広告宣伝等のソフト事業についても支援対象となるよう制度改良を強く望みます。

(イ) の地元企業雇用等の促進条例について。

福島商業高等学校新卒者の雇用奨励金ですが、助成期間は3年間であります。この制度の目的は、新卒者の地元雇用の促進であります。その延長線上にある定住人口の確保に直結する制度と思慮しますので、さらなる対策を検討する場合は、結婚・子育て支援まで途切れることのない一連の制度設計を検討していただきたいと思います。

外国人技能実習生受入助成金の技能実習生につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、止む無く期間延長せざるを得なくなった事例や、法改正により、帰国実習生が再度同一事業所へ採用されている事例等もありますので、実態に即した条例の改正を検討していただきたいと思います。

(4) 第2青函トンネル構想の実現でございますが、①の「第2青函トンネル構想を実現する会」の活動状況についてでございますが、第2青函トンネル構想は、新幹線本来の高速走行実現、物流強化による経済の底上げ等を目的としております。北海道や国の関係機関は、未だ積極的に取り組む状況にないという風と思います。

構想実現には、北海道経済の最重要施策として位置付け、道庁・道経済団体等を中心に北海道全体で取り組む組織体制が必須であります。さらに時間を要すると思いますので、思慮されますよう、お願いいたします。

町構想を実現する会としましては、西部4町をはじめ道南各町、青森県外ヶ浜町等との連携・連動を必要としますので、地元国会議員・道議会議員の活動参加を促して、国・北海道による第2青函トンネルの実現に向けた積極的な活動の強化を望みたいと思います。

また、町独自の展開としましては、トンネル記念館等において、構想実現に向けた署名活動ができるブース確保と資料展示を検討していただきたいと思います。

(5) 学び合い、たくましい人を育てるの中で、③全国中学校体育大会相撲選手権大会の準備状況についてであります。令和4年8月の当町での全国中学校相撲大会開催につきましては、来年6月に実行委員会を設立するということですが、今年度予定の視察調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、関係機関の協力を得ながら、実行委員会設立に向けた調査・協議等を鋭意進めていただきたいと切望します。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

#### ○2番（佐藤孝男）

経済福祉常任委員会の調査結果を順に報告しますので、諸般の報告の21ページをお開きください。

調査事件6 今後の吉岡温泉の方向性について。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

吉岡温泉ゆとらぎ館の雨漏り対策等については、当委員会が継続的に調査してきましたが、この度、今後

の方向性について、調査いたしました。

当委員会では、町が示した新築に係る基本的方向性は理解をいたしました。今後、検討される施設については、町民利用を主眼とした形状と規模を基本に、経常経費の圧縮に資する施設整備となることを強く望みます。

また、現施設については、次の課題の検証を行ってください。

(1) 屋根雨漏りの原因究明について。

現施設の雨漏りについては、未だ根幹的課題が解消されず現在に至っております。今後の施設のためにも、原因究明と施設形状の検証が必要と考えます。

(2) 揚湯量の確保と施設運営について。

平成24年の調査報告に基づき、施設の利用形態を見直し、町民の利便性を確保してきたところですが、今後とも揚湯量確保の取り組み等の検討を進めてください。

次に、22ページです。

(3) 利用者一人当たりのコスト抑制について。

利用者の大幅減少、また、経費が漸増傾向にあり、新施設の構想にあたっては、経常経費を極力抑えるような先端技術の活用と合理的な経営管理を検討願いたい。

24ページです。

調査事件7 第5次福島町総合計画の変更について。

ローリング作業に伴う後期実施計画の変更内容を調査しました。

1、蝦夷アワビブランド化事業について。

アワビの年間6万個の販売数量は、今後の民間移管等を視野に入れた設定とのことですが、経常経費の節減、購入者の意見聴取、市場価格に基づき販売単価の検討など、今後の良好な事業展開のための試行作業をさらに進めてください。

2、道の駅再整備事業について。

新たな道の駅については、本年3月に提出された再整備基本計画書に基づき、令和3年度に事業内容の検討、令和4年度から順次、基本構想等の策定などを進めるとのことですが、冬期間の利用や交通動態、他の道の駅との差別化など、福島らしい特色や課題に対する取り組みが強く求められます。また、管理運営方法などについても、検討段階から将来を見据え、慎重に検討・協議を重ねるべきと思慮します。

3、吉岡温泉整備事業について。

新施設の整備にあたっては、長期的な維持管理を視野に、町に合った規模など、町の考え方を設計会社に的確に伝え、事業費の圧縮・運営費抑制に連動する計画づくりを期待します。

次に、26ページです。

調査事件8 行政評価についてであります。

行政評価の目的、評価方法については、総務教育常任委員会と同じであるため、説明を割愛します。ご了承ください。

31ページです。

調査事件9 所管関係施設・事業等の町内視察及び執行方針の取り組みについて。

11月16日、町内視察及び執行方針の取り組みについて、調査いたしました。

所管関係施設等の町内視察。

(4) 町道日向団地6号線整備事業については、令和4年度の残事業実施に向け、令和3年度の測量調査、国有地払下げ協議等、鋭意作業を進めてください。

(6) 美山浄水場前処理施設整備事業について。

本格稼働前のシステムやマニュアルの手順の確認等、遺漏なきよう進められたい。

2、執行方針の取り組み状況についてであります。

(1) 産業の再生による雇用の創出。

③「食べるコンブプロジェクト事業」に関連するマグロ・イカ漁業者の昆布養殖の状況について。

早取り昆布のマグロ漁業者出荷数量は73トンで、計画数量の49パーセントの出荷となったとのことです。天候等の影響とのことですが、昨年度の所管事務調査で言及しているとおり、漁業協同組合が主体となり、水揚げ時期等の調整を積極的に進めるべきと思慮します。

④蝦夷アワビブランド化事業に係る養殖アワビの販売状況等について。

今年度の養殖アワビ販売は、現在まで6,544個、163万862円とのことですが、購入業者からはキロ売りの検討要請があったとのこと。

今年度の販売状況に基づき、従来、議会が提言している活アワビの販売サイズや単価、業者要望のキロ売り等、市場に連動する検討を積極的に進めるべきと思慮します。

⑤森林環境譲与税基金と運用状況について。

今年度の事業として、300人の所有者に対し、意向調査を発注しているとのことですが、調査の困難性が予想されることから、所有者の森林管理台帳の活用など委託業者と連携を図りながら、実効性のある調査となるよう強く求めます。

また、意向調査期間は、今年度を含め3年間とのことですが、今年度の状況を見ながら、町・森林組合の連携の在り方や調査方法の改善等を検討してください。

次は、33ページです。

(4) 高齢者等の安心安全な生活環境の充実です。

①福島町社会福祉協議会の財政状況について。

協議会への町支援は、今年度から概ね5年間、各年800万円としている。協議会では、経営健全化計画を令和元年度に作成し、町の支援期間内での経営健全化達成を目指しているとのこと、協議会においては、経営安定化につながる積極的な事業展開を検討しているが、自主財源の確保・さらなる経費節減は、非常に厳しい状況にあると思慮する。町としても、経営健全化に向けた可能性について検討すべきと思慮いたします。

34ページです。

(5) 地域資源を活用した交流人口の促進。

②今後の観光の在り方についてです。

現在、当町の観光は、福島町まちづくり工房の積極的な町内外のPR活動により、大きくクローズアップされております。工房の組織体制は脆弱です。設立当初から大きく町が関与している工房への支援強化、観光協会の組織体制の構築について、町が関係機関を誘導し積極的に取り組むべきと思慮いたします。

35ページです。

調査事件10 国の第2次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金対象事業についてであります。

町より示された経済対策第3弾の内容を調査いたしました。

2、総括的意見として、新型コロナウイルス感染症対策に係る産業分野への対策は理解いたしました。ただし、商工会に対する地域経済緊急支援事業については、多数の人が集まり密になることが想定されることから、マスクの着用・消毒・ソーシャルディスタンス・換気に最大限配慮し実施されるよう強く望みます。

以上で、終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

9番平野隆雄副議長。

○9番（平野隆雄）

諸般の報告の36ページをお開き願います。

10月23日開催の渡島廃棄物処理広域連合議会第2回定例会の報告をいたします。

説明は、主な内容といたしますので、ご了解願います。

1、定例会の主な内容は、副連合長の選任同意のほか、一般会計補正予算、また、令和元年度決算認定等であります。

2、行政報告は、2件ありました。

(1) 基幹的設備改良工事については、1号炉、2号炉とも工事が順調に完了したとのことあります。

(2) の令和元年度のごみの排出量は、30,365トンであります。また、ごみの焼却処理量については、前年度残量分と函館市委託分を合わせ、合計33,137トン焼却いたしました。

3、一般質問は、循環型社会の形成に関する質問が1件ありまして、質問内容は記載のとおりであります。

次に、審議した議案の内容については、はじめに3月執行の知内町議会議員選挙関連の議席の指定をした後、議案審議に移りました。

次に、同意第1号は、空席となっておりました副広域連合長の選任同意ですが、森町長の岡島康輔氏を副連合長に選任いたしました。

次に、承認第1号から承認第3号までは、関係団体の脱退による規約の変更であります。北海道市町村職員退職手当組合など、3組合を構成する団体のうち山越郡衛生処理組合など3団体が解散し、各組合から脱退することになりましたので、規約を変更しております。

次に、議案第1号は、一般会計補正予算第1号であります。決算認定に伴う繰越金5,498万1千円を追加補正し、総額42億5,687万4千円といたしました。

認定第1号は、令和元年度一般会計決算認定です。歳入決算額29億5,104万4,550円に対し、歳出決算額が28億9,606万2,647円、差し引き5,498万1,903円を翌年度に繰越すことで決算を認定いたしました。

次に、選挙第1号は、本年10月24日に任期満了となることから、選挙管理委員と補充員の選挙を行い、記載のとおり、委員4名、補充員4名を決定いたしました。任期は、10月25日から令和6年10月24日までの4年間の任期であります。なお、委員の4人のうち福島町の丁子谷雅男氏が再任されております。

なお、詳しい内容等については、議会事務局に議案などを保管しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## ◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和2年度福島町議会定例会11月会議の開催にあたりまして、定例会9月会議以降の行政報告を申し上げます。

行政報告につきましては、1点でございます。

第2青函トンネル構想について。

北海道経済連合会主催の「第二青函トンネル」シンポジウムが、11月2日に札幌市において関係者約70人が出席し開催されました。

当日は、私も来賓としてお招きをいただき、意見交換並びに主催者をはじめ関係者との名刺交換・情報収集の機会を得たところでございます。

「北海道の優良な資源である食・土地・エネルギーの活用を図る意味で重要なプロジェクトであること。」「北海道のポテンシャルを最大限に活かすには、第2青函トンネル建設が不可欠であること。」等の説明があり、改めて出席者全員が第2青函トンネルの必要性について認識を深めたところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、限られた活動を余儀なくされておりますが、道内関係者及び青森県側の関係者とも連携しながら、構想実現に向けた活動を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、町の主な主催事業及び行事等につきましては、別途記載をしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時44分)

(再開 10時56分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の1ページをお開き願います。

議案第31号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出、福島町長。

内容説明につきましては、別冊2、議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の1ページをお開きください。

1の改正の理由について。

令和2年10月7日の人事院勧告の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により民間事業所の特別給の支給割合が下がっており、民間との均衡を図るため、一般職の特別給の支給月数を0.05月引き下げる勧告となっております。

当町の特別職の期末手当については、平成28年度より一般職と同じ支給月数に改正しております。

今般の人事院勧告により、一般職の期末勤勉手当の支給月数を「4.50月」から「4.45月」に引き下げることから、特別職の期末手当についても「0.05月」引き下げ、年「4.45月」に引き下げる改正を行うものであります。

2の改正内容について。

第4条関係でございますが、まず（1）の令和3年度ですが、期末手当の支給率を改正前、6月と12月、2.250月を、それぞれ同じ2.225月とするものでございます。

（2）の令和2年度ですが、既に6月期が支給されているところから、12月期を2.200月として、合計で4.45月とする改正の内容で、それぞれ増減は記載のとおりでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年12月1日から施行します。

ただし、令和2年12月の期末手当につきましては、2.250月を2.200月とするものでございます。

なお、議案の1ページには新旧対照表を掲載しております。

以上で、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第31号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

---

◎議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長(溝部幸基)

日程第5 議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、議案の3ページをお開き願います。

議案第32号 職員の給与に関する条例の一部改正について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出、福島町長。

説明につきましては、別冊2、議案説明資料でご説明いたしますので、説明資料の2ページをお開き願います。

まず、1の改正理由について。

令和2年10月7日の人事院勧告の内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間事業所の特別給の支給割合が下がっており、民間との均衡を図るため特別給の支給月数を0.05月引き下げる勧告となっており、これに基づき今年度の給与改定を当該勧告に基づき行うものであります。

また、再任用職員の職務分類は福島町職員の再任用取扱要綱に定めておりますが、給与条例の関係条項に職務の級は別に定めていることを明記するため、条文を改正するものであります。

2の改正の内容については、(1)第1条関係で、令和2年12月施行分として、期末手当の支給月数を0.05月引き下げ、現行の年間4.50月から4.45月に改定し、改正による引き下げは国と同様に12月期とするものであります。

また、会計年度任用職員についても、職員の給与に関する条例に準ずることとしているため、同様に支給月数を0.05月引き下げるものであります。

下の表をご覧ください。

6月期は既に支給されているため、12月期の期末手当を1.300月から1.250月に引き下げ、期末手当を年間2.60月から2.55月とし、勤勉手当には変更はなく、期末勤勉手当の年間合計で4.45月とするものであります。

次のページをご覧ください。

(2)第2条関係で、令和3年4月からの適用分として、まず①の期末手当の改定は、令和3年度は6月期及び12月期の期末手当を均等になるよう改正を行います。

表をご覧ください。

6月期の期末手当を1.300月から1.275月に引き下げ、12月期は1.250月を1.275

月として均等を図り、6月期・12月期の期末勤勉手当合計をそれぞれ同様に2.225月として、年間合計4.45月とするものであります。

次に、②の再任用職員の職務の級の明文化に関する条文改正では、再任用職員の職務分類は、福島町職員の再任用取扱要綱において定めていることを明記するため、次のとおり改正するものであります。

第6条第9項において、改正前が下から3行目になります。「給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。」となっているところを、「給料月額とし、その者の属する職務の級は別に定める。」と改正するものであります。

3の施行期日については、令和2年12月1日から施行します。第2条の規定は、令和3年4月1日から施行します。

なお、議案の3ページから5ページまでには、新旧対照表を掲載しております。

以上で、職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第32号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第32号は可決いたしました。

---

◎発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

それでは、議会提出議案の1ページをお開きください。

発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出、福島町議会運営委員会委員長、平沼昌平。



それでは、発委第9号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について。

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例は、条例改正に伴う新旧対照表について及び附則については、記載のとおりでございます。

改正の内容を説明しますので、説明資料の1ページをお開きください。

改正の理由について、町は、今年10月7日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を現行の年「4.50月」から「0.05月」引き下げ、年「4.45月」に改定する条例を今11月会議に提案しております。

このため、議会議員の期末手当についても、特別職同様、支給月数を年4.45月に引き下げようとするものです。

2の改正の内容については、令和3年度以降の支給月数については、6月期、12月期とも2.225月の均等支給としますが、今年度の支給に限り12月支給において引き下げ月数0.05月の一部調整を実施いたします。

3、施行期日については、令和2年12月1日から施行いたします。

なお、今年12月の支給月数については、ただいま説明のとおり、一括調整のため2.2月の支給となります。

4、改正に伴う影響額は、11万7,181円の減であります。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第9号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第9号は可決いたしました。

---

◎議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

それでは、議案の7ページをお開き願います。

議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,966万円とする。

令和2年11月26日提出、福島町長。

それでは、補正の内容について、歳出からご説明いたしますので、別冊2、説明資料の5ページをお開き願います。

まず、1款議会費、1項1目議会費の議会運営費で11万7千円の減額は、ただいま議決されました福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正に伴う議員期末手当の減額となっております。

次に、6款農林水産業費、3項2目水産振興費の漁業生産基盤安定化支援事業費で500万円の追加は、漁業協同組合に対する経営基盤安定化支援金で、魚価及び販売需要の著しい低下などに伴う厳しい経営状況にある漁協を支援するものであります。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費の地域経済緊急支援事業費で320万円の追加は、福島町商工会から商店街活性化イベントに対する要望があったことから、地域経済回復に向け消費喚起促進のため支援を行うものであります。

次のページをお開きください。

12款諸支出金と13款職員給与費につきましては、人事院勧告に基づく期末手当の減額及び標準報酬月額決定に伴う共済費の減に係る補正で、まず繰出金につきましては15万5千円の減額で、介護保険会計と診療所会計の職員の期末手当減額等に係る繰出金の減額となっております。

次に、13款職員給与費、事務事業予算名まで同様で180万4千円の減額は、特別職と一般職の期末手当及び共済費の減額となっております。

次に、2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で32万3千円の減額は、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当及び共済費の減額となっております。

なお、ナンバー1議案の17ページから18ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き、歳入をご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

歳入について、ご説明いたします。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で580万1千円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額となっております。これにより令和2年度の財政調整基金からの繰入額は1億999万1千円となります。

なお、6款農林水産業費でご説明しました漁業生産基盤安定化支援事業費と、7款商工費でご説明しました地域経済緊急支援事業費につきましては、今回は一般財源対応としておりますが、12月会議において今年度実施してきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の各事業毎の実績を考慮して、財源繰替を行う予定としております。この際に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。

以上で、議案第33号 令和2年度福島町一般会計補正予算（第6号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第33号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

---

◎議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第8 議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長(鍋谷浩行)

それでは、議案の19ページをお開き願います。

議案第34号 令和2年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度福島町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万6千円を減額し、保健事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,915万3千円とする。

令和2年11月26日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく期末手当の減額及び標準報酬月額決定による共済費の減額でございます。

それでは、補正の内容について歳出から説明をいたしますので、27ページをお開き願います。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費、3節職員手当等5千円の減額は、人事院勧告に基づくものでございます。4節共済費2千円の減額は、標準報酬月額決定により減額するものでございます。

以下、2項1目一般介護予防事業費、3項1目包括的支援事業費についても、同様の理由により減額するものでございます。

なお、議案の29ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入を説明いたしますので、25ページをお開き願います。

7款繰入金、1項3目その他繰入金、1節事務費繰入金6万6千円の減額は、人件費の減額に伴い事務費繰入金を減額するものです。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

---

◎議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第9 議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鍋谷浩行福祉課長。

○福祉課長(鍋谷浩行)

それでは、議案の31ページをお開き願います。

議案第35号 令和2年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,488万7千円とする。

令和2年11月26日提出、福島町長。

今回の補正の主な内容につきましては、一般会計と同様に、人事院勧告に基づく期末手当の減額及び標準報酬月額決定による共済費の減額でございます。

それでは、補正の内容について、歳出から説明をいたしますので、39ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費、3節職員手当等5万1千円の減額は、人事院勧告によるものです。

4節共済費3万8千円の減額は、標準報酬月額決定により減額するものでございます。

なお、議案の40ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

次に、歳入について、説明いたしますので、37ページをお開き願います。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金8万9千円の減額は、人件費の減額に伴い一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第35号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

---

◎議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の41ページをお開きください。

議案第36号 令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和2年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、補正予定額3万4千円の減額、計9,011万6千円。第1項営業費用、補正予定額3万4千円の減額、計8,932万5千円。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額3万4千円の減額、計1,377万8千円。

令和2年11月26日提出、福島町長。

補正内容について、説明いたしますので、43ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書でございます。

今回の補正については、人事院勧告に伴うものでございます。

収益的収入及び支出。

支出。款及び項については、先ほど説明してございます。

2目配水及び給水費、補正額3万4千円の減額、計2,136万9千円。内訳として、手当等2万9千円の減額で、期末手当でございます。法定福利費5千円の減額で、共済組合負担金手当でございます。

以上で、議案第36号の説明を終わります。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。  
質疑を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。  
説明員との意見交換を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
議案第36号を決することに賛成の方は起立をお願いします。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

---

## ◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。  
本定例会11月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和2年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。  
令和2年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

## ◎休 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。  
どうもご苦労様でした。

---

（休会 11時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 花 田 勇

署 名 議 員 佐 藤 孝 男